

研究紀要

安曇野市文書収集事始め ～安曇野市における古文書・歴史的公文書収集の経緯について～

那須野 雅好

筆者は『安曇野市文書館紀要第1号』¹⁾において、「安曇野市文書館紀要発行に寄せて」と題する一文を寄稿した。これは旧三郷村職員の時に関わった『三郷村誌Ⅱ』全7巻の編さん事業における経緯をふまえて、古文書や歴史的公文書を残す意義について述べたものであるが、合併後の安曇野市の対応や経緯について詳細に触れることはなかった。安曇野市文書館開館の経緯はこれまでの紀要²⁾で紹介されているので、本稿は新市としての古文書や歴史的公文書の収集と文書館設置決定に至る経緯を書き留めておくものである。

1 古文書収集について（2009（平成21）年10月～）

（1）穂高交流学習センター「みらい」で始まった古文書収集

合併直後の段階では、古文書収集は教育委員会文化課文化財保護係が担っていた。当時、豊科郷土博物館は指定管理施設であり、市の新規事業を受け入れる体制ではなかった。それぞれの旧町村ごとに市民活動としての古文書解読の会があったものの、全市的な古文書の収集体制づくりが必要であった。



「みらい」郷土史研究コーナー
（2010（平成22）年1月）

そんな中、合併後初めて新設された施設のひとつが安曇野市穂高交流学習センターみらい（以下「みらい」）である。建設に至る議論

の中で、「みらい」には図書館やホール機能を持たせる一方で、旧穂高図書館にあった松澤求作らの顕彰コーナーや資料を引き継ぎ、人物史などを研究・発信していく役割が求められた。その結果、施設の中に「地域学習室」が設けられたのを契機に、2009（平成21）年10月、その一角に「郷土史研究室」を設置し、「古文書を中心とした地域資料（以下「古文書」）」の収集を開始した。円滑にスタートを切るため、前年まで三郷村誌編さん室主任で古文書収集の責任者であった小松王生氏を迎えた。しかし、膨大な古文書を整理するためには、古文書の読める人材の協力が不可欠であった。当時安曇野市には旧町村単位に古文書の収集や勉強する集まりがあった。「穂高古文書勉強会」「三郷郷土研究会古文書を読む会」「明科古文書の会」などである。中でも活発に活動していた団体が穂高古文書勉強会（以下「勉強会」）であった。勉強会に全市の古文書調査への協力を打診した結果、百瀬宗治会長をはじめとした会員の全

面的なご協力をいただけることになった。また、勉強会から伊藤信一氏を推薦いただき郷土研究室に迎え、事務者を含めて当面3名の事務局体制が整った。

ここで課題となったのは、古文書収集の進め方である。まず①土蔵から持ち出した古文書をどのように分類・整理するかをしっかりと決める必要がある。また、②集めた古文書をどこに保管していくのかも大きな課題であった。

①については小松王生氏が中心となり勉強会の代表である運営委員との協議を経て『古文書(等)目録の表記』、『近世史料分類項目表』および『古文書(等)目録作成細則(以下「細則」)』を作成した。細則は目録作成時に記録する内容を明らかにするもので、(1)地域番号 (2)家別番号 (3)分類項目番号(53分類) (4)年月日 (5)史料名 (6)出所 (7)宛先 (8)形態 (9)数量 (10)備考 の10項目とした。

特にこの細則は幾度かの変更を経て、2012(平成24)年10月23日版が最終のものとなっている。これにより古文書の一点ごとに「文書目録カード」を作成し、そこに解読した内容を書き込んで集約していくという現在の流れが出来上がった。勉強会運営委員には、それまでも活動の拠点としていた穂高会館プレイルームで、市から依頼の解読作業に当たっていただくことになった。また②の保管場所については当時、確保された施設が

なかったため、当面はデジタルカメラ撮影による映像史料の蓄積(後述)を目指し、原本の寄贈は最小限に留めていくことでスタートを切った。本格的な寄贈・寄託は文書館開館を待つことになるが、この間、市民からの寄贈に関する要望に応えられなかったものが少なからずある。そして、もし文書館ができていなかったら、今でも歴史的史資料の受け入れは困難だったことだろう。



穂高古文書勉強会の活動の様子
(2009(平成20)年4月)



三郷一日市場百瀬家の第2次現地調査
(2012(平成24)年2月)

(2) デジタルカメラによる古文書(地域資料)の撮影

「みらい」での事業が始まって間もなく、三郷一日市場の百瀬孝仁家に伝わる地域資料の調査が行われた。国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸および珪華」保存管理計画³⁾策定に伴う調査である。作業は百瀬家の全面的な協力を得て、建造物を研究する信州大学工学部と共同で行うことになった。まず、筆筒などに格納されていた江戸期以降の文書をデジタルカメラで1枚残らず撮影する。このとき、当時県教委の遠藤公洋氏(長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習担当指導主事)の指導で、格納場所(引き出しの一段)ごと、文書ごとに番号を付けていくことにした。例えば「東の土蔵」の筆筒の文書をMとし、aの小引き出しの文書はMa1から付番し、文字カードを並べて写真に写り込むようにした。また、その資料が家のどこに、どのように置かれていたかも再現できるように史料の「原秩序尊重の原則」にも配慮した。これ以降、現地撮影または原本借用による古文書の撮影、蓄積を行う一方で、集められた写真や借用可能な原本は、勉強会を中心とする古文書解説班の作業に回されていったのである。

(3) 古文書データベースの構築

作られた「文書目録カード」の内容を集約・一元化し、台帳として閲覧したり、目録としてまとめたりするためのシステムの構築が急務となった。教育委員会では、平成23年度に汎用性の高いMicrosoft Accessによる「古文書登録・検索システム」を、古文書に詳しい職員の意見を取り入れながら独自に構築した。システムの特徴として、

3 百瀬家文書の仕分けは、次のようにする。

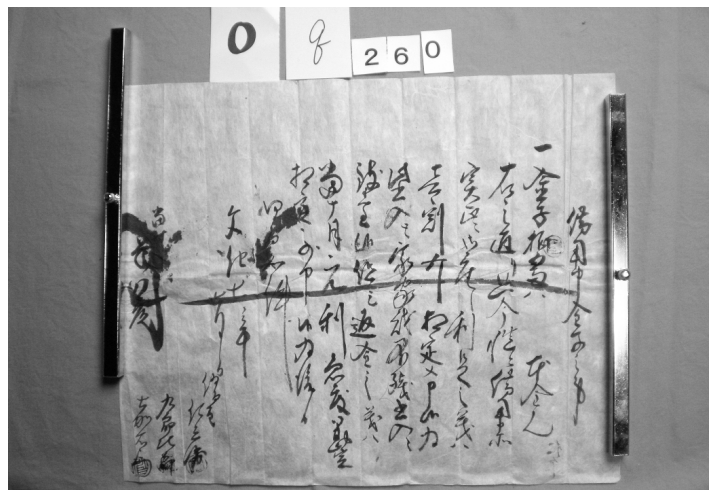
- A: 「おおえ」の筆筒、上から2段目
- B: 「おおえ」の筆筒、上から3段目
- C: 「おおえ」の筆筒、上から4段目
- D: 「おおえ」の筆筒、上から5段目
- E: 「おおえ」の筆筒、上から6段目
- F: 「おおえ」の筆筒、上から7段目(最下段)

- G a: 「おおえ」の電話ボックス、上から1段目
- G b: 「おおえ」の電話ボックス、上から2段目
- G c: 「おおえ」の電話ボックス、上から3段目
- G d: 「おおえ」の電話ボックス、上から4段目
- G e: 「おおえ」の電話ボックス、上から5段目
- G f: 「おおえ」の電話ボックス、上から6段目(最下段はアキ)

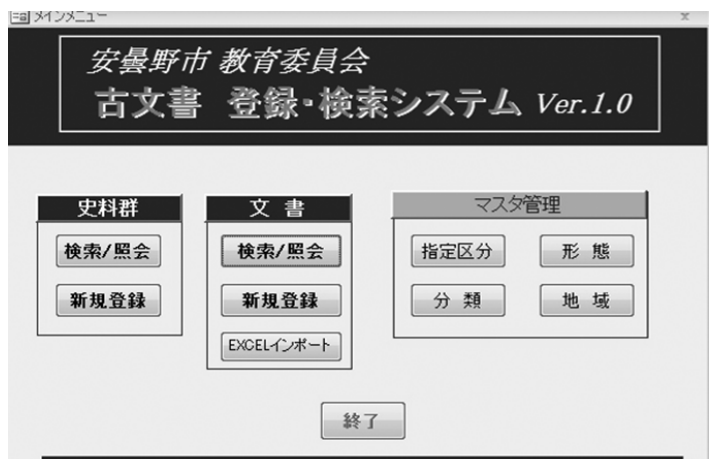
- H: 「おおえ」の文箱(蓋が閉まらなかったもの) ← 「東の土蔵」から
- I: 「おおえ」の文箱 ← 「東の土蔵」から出た。
- J: 「東の土蔵」2階の文箱
- K: 「東の土蔵」2階の文箱
- L: 「東の土蔵」2階の文箱(扁平な方)
- M: 「東の土蔵」2階の整理ダンス(中の区切りは、右上の並び)

a	c	e	g
b	d	f	h
	i	k (n)	
	j	l	
m			

百瀬家文書写真撮影付番表
『天然記念物 中房温泉の膠状珪酸および珪華保存管理計画』³⁾より抜粋



文字カードで付番をして撮影



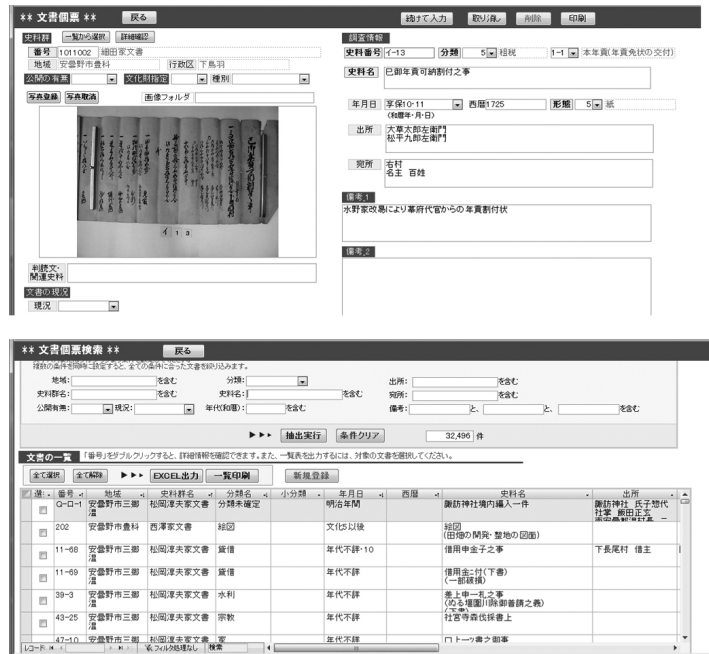
古文書登録・検索システムのメニュー画面
Last up date: 2012/12/4
Copyright (C) FAR. All rights Reserved

古文書1点ごとの情報だけではなく、「〇〇家文書」「〇〇寺文書」といった資料群に関する情報も入力・検索できるようにした。また、個別の古文書の照会画面にその代表ページの写真を貼り、さらに画像データを格納したサーバーへリンクを貼ったことにより、簿冊であってもすべての頁が閲覧できるようにした。このシステムにより古文書解読作業の効率化が図られ、入力作業が終わると一つの家の目録が冊子として刊行できるようになった。目録の前付に写真や資料群の解説を掲載し、その価値を端的に評価している点が安曇野市独自のスタイルと言えよう。目録は市のホームページでも公開されている。

(4) 古文書収集の成果

古文書収集を始めてしばらくすると、これまで表に出なかった大きな発見が相次いだ。平成23年度に調査した穂高の等々力孝志家文書からは、穂高神社のお船祭りに関する最古の文書（『保高御宮御祭礼舟木注文之事（御舟建造用材伐採許可願）1689（元禄2）年』）や、十一ヶ村の代表百姓たちが江戸老中へ駕籠訴を行った1716（正徳6）年の『御籠訴訟日々記帳』が発見された。正徳6年は貞享騒動の30年後である。騒動の影響が残る地域での籠訴は驚くべきことであり、当時の百姓たちの窮乏の様子を今に伝えている。また2015（平成27）年には藤森家（おやかた）文書の中から十返舎一九の礼状が発見され、全国紙に掲載されたことから問い合わせが相次いだ。

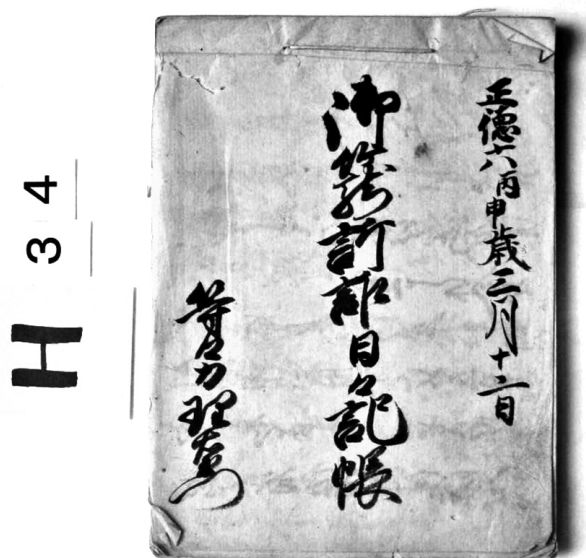
古文書目録は現在19冊を数え、それ以前から収集していたものも含めると、文書数は90,000点を超える（令和6年



文書個票（上）と文書個票検索（下）の画面



刊行された文書目録（平成22-24年度）



『御籠訴訟日々記帳』1716（正徳6）年（安曇野市文書館蔵）

3月)。現在は勉強会から発展した各地区の選抜チームによる「市誌編さん専門調査会地域資料調査部会」が、週一回古文書解説に当たっている。

(5) NHK連続テレビ小説「おひさま」への協力

2011(平成23)年4月からNHKで放送された「おひさま」は安曇野を舞台としたドラマである。2009(平成21)年から安曇野市に取材が入り、安曇野における歴史や習俗に関する時代考証の史料を求められた。当時は図書館と郷土史研究室、文化財担当がこの対応にあたった。NHKからのリクエストは、1936(昭和11)～1945(昭和20)年の子どもの作文集、運動会のプログラム、太平洋戦争時の出征兵士の史料、安曇野の正月の風景(門松・しめ縄作り等)、終戦から復興期の教育、大正から昭和初期にかけての葬儀の形式など様々であった。市を挙げての協力体制が求められるだけの対応はしたつもりであるが、要求された史料にすぐさまたどり着けないもどかしさを覚えた。新市として史資料の一元化を図る必要性を強く感じた出来事である。

(6) 区有文書の収集

2011(平成23)年、三郷下長尾区より区が所有する文書群の調査依頼があった。倉庫の整理に伴ってその奥から出てきたもので、内容や価値を教えてほしいというものであった。それまで区有文書の取り扱いがなかったため、初めてのケースとして取り組むこととなった。調査の結果、点数は857点に及び、1889(明治22)年から1999(平成11)年までの110年間にわたる区の動向や区民の日々の暮らしを記録した貴重な史資料であることが判明した。1891(明治24)年以降の決議録、議事録64点や、耕地割元帳、部落協議会費等の財政関係史料83点、小倉国有林開墾関係史料100点など、地域史を見る上で重要な内容を含んで興味深い。この調査によって改めて区有文書の重要性が再認識された。区有文書の多くは公民館の建て替えなどに伴って廃棄されたと考えられるが、神社の倉庫や社務所などに残っている例もあると聞く。現在、文書館では7地区の区有文書を収集している。

安曇野市公文書等選別収集基準ガイドライン(案)



「歴史的資料として重要な公文書」の保存例 三郷公民館

私たちが未来に展望を見出ししていく上で、先人たちが歩んできた歴史を振り返ることは大変有意義なことです。彼らが当時の地域社会の抱える課題をどのように受け止めて対応したか、またそれがどのような結果をもたらしたか、これらのことを個別に記録した古文書類が、無数に存在する過去の出来事を歴史という形で再構築させるための材料になっています。

現在、市町村で作成する文書も、住民生活に密接に関係するものや、自治体の運営に関わるものなど、その多くが地域社会を理解する上で不可欠な材料です。保存年限が満了した公文書を歴史資料として活かし、後世に伝えて、より良い地域社会の構築に貢献することは、現代を生きる私たちに課せられた責任であると考えます。

公文書館法では、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずることが、国及び地方公共団体の責務であると規定していますが、これは以上のような公文書を歴史資料として活用することの重要性に着目して明文化されたものです。

しかしながら、どのような公文書を歴史資料として収集するべきか、その選別の基準は未だ明確になっていません。さらに安曇野市では、本庁舎建設、各支所や出先機関の改修・取壊し等に伴い、文書の整理が喫緊の課題となってきました。

そこでこの度、公文書の選別収集に一定の基準を設け、今後の文書整理の指針の一助としたいと考えます。各部署において業務を担当される職員の皆様のご理解をいただき、共通の認識をもって公文書の収集にあたることができますよう、お願い申し上げます。

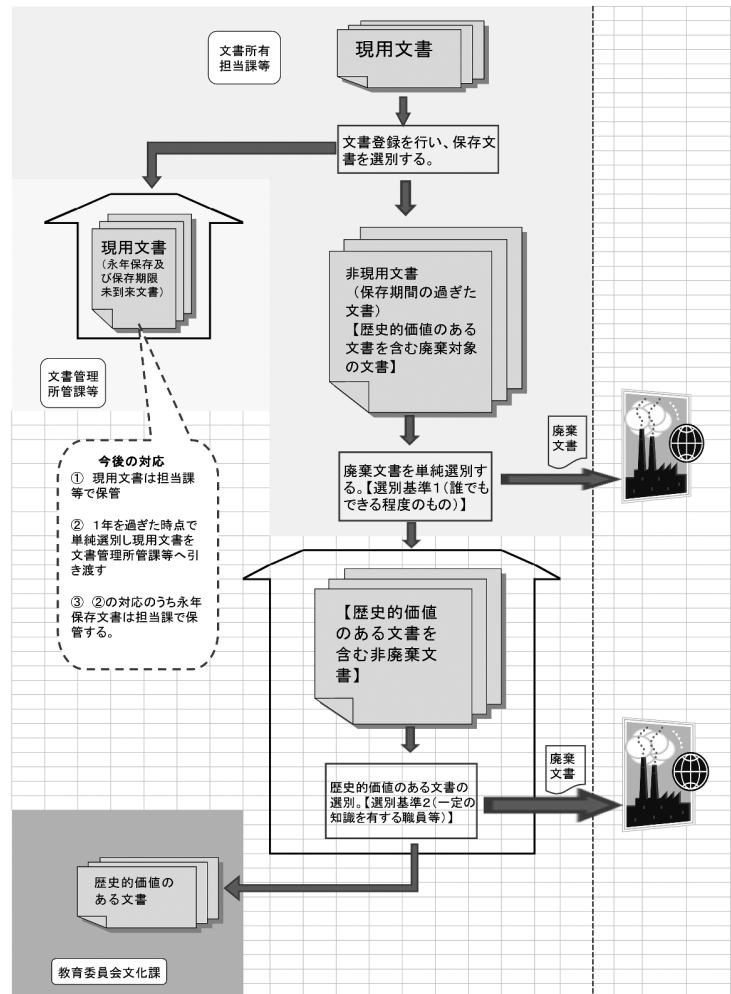
2 歴史的公文書の収集と整理について（平成23年度～）

(1) 公文書等保存管理検討プロジェクト

2005（平成17）年に合併した安曇野市は、本庁舎ができるまでは旧町村庁舎に部局を割り振った「分庁方式」であった。その後、本庁舎の建設が進められる中、新しい庁舎の書庫面積が限られることが判明し、部局ごとに旧庁舎の書庫の文書整理を行う必要が生じた。本来、公文書は保存年限があり、期限を過ぎたものは速やかな処分が求められる。その一方で過去の歴史が失われる恐れもあるため、歴史的な価値の高いものは選別・収集する必要性に迫られた。そこで新本庁舎建設に伴い課題を検討するため「安曇野市庁舎等建設プロジェクト本部」が設置された。建設整備、窓口サービス、庁舎管理の在り方など、立ち上げられた6つのプロジェクトの一つに「公文書等の保存管理の検討に関する事項（以下「公文書プロジェクト）」があった。

公文書プロジェクトは2011（平成23）年8月に発足し、総務部長をリーダーに各部署の代表19名がメンバーに任命された。会議では旧庁舎に残る大量の公文書の整理と、新しい庁舎における文書管理の在り方を中心に議論が行われた。教育委員会では歴史的公文書を残すための「安曇野市公文書等選別収集基準ガイドライン（案）」を作成した。選別収集の基本的な考え方として①安曇野市の全体的な状況が把握できるもの ②長期的・継続的に地域の歴史の流れがわかるもの ③安曇野市の特色ある事象が明確になるもの ④文書の残存量が少ない時期のもの（古いもの）は残すとし、①～④の具体例を掲げている。その後公文書プロジェクトでは松本市文書館を見学し、当時の小松芳郎館長から館内を案内していただいた。歴史的公文書の選別作業の実際（原課での分類→保存→廃棄）や、歴史的公文書の選別・保存の意義を分かりやすく説明していただいたことが、各メンバーに「歴史的公文書」を残す必要性を強く印象付けたと感じている。公文書プロジェクトの会議は年度中に5回開催され、「新本庁舎建設に向けての文書管理のあり方、公文書等選別収集基準ガイドライン（以下「ガイドライン）」が承認され、歴史的公文書を残す方向が決定した。ポイントは、①昭和40年代までの全文書の確保と②昭和50年代以降文書の選別収集の実施である。②については、一次選別を原課に任せることとした。そこで原課選別のフローを作成し、職員に選別のポイントを繰り返し啓発することとなった。

【歴史的資料として重要な公文書の保存作業のフロー】



職員向けに示した公文書選別のフロー

(2) 公文書整理担当作業室の設置

公文書プロジェクトの結果を受けて2012（平成24）年4月、総務部庁舎建設推進課の中に「公文書整理担当」が新設された。また、選別された歴史的公文書の整理作業をする場として、穂高会館内の旧図書館のスペースに「公文書整理担当作業室（以下「作業室」）」が設置された。ここは書架荷重対応の設計がされていたため、大量の公文書を受け入れる「作業室」として適した場所だったからである。かくして同年7月から旧庁舎倉庫に保管されていた公文書の整理が始まった。整理担当作業室は課長1名、市役所OB非常勤職員3名でスタートし、10月からは筆者も加わり5名体制で進められた。発足当初はガイドラインで歴史資料として位置づけた昭和40年代までの歴史資料を無条件に7月から順次整理室に搬入、その後、昭和50年代以降の非現用文書（9頁（4）参照）から、ガイドラインに基づく選別を経た公文書等を搬入した。平成24～25年度に搬入された公文書等は、昭和40年代までが約13,000点、昭和50年代以降が約30,000点、刊行物が約11,000点であった。

集められた公文書等は旧町村ごとにまとめられ平積みになっていたが、ここで必要になったのは分類整理の仕方、手順である。最初に方向性を誤ると後のやり直しの負担が大きくなる。そこで再び松本市文書館を訪ね、小松芳郎館長からご指導をいただいた。詳しくは小松氏の著書⁴⁾をご覧ください。簡潔に述べると以下のとおりである。



公文書整理担当作業室と作業の様子（平成24年）



公文書作業室に集められた旧町村の公文書
（2012（平成24）年9月）



新築された松本市文書館の視察研修
（2016（平成28）年7月）

- ① 集められた公文書を旧町村ごとに分ける
- ② それをマチの付いた専用の封筒に入れていく（ボロボロの文書も収納できる）
- ③ 入れ終わったらマチの部分に「年度」「公文書名」「旧町村名」「分類」などを書き込む
- ④ 旧町村ごとに棚を設け、公文書の入った封筒を年代の古い順、分類順に配架していく
- ⑤ 全部配架し終わったら、それを文書カードに記入し目録化する

山のように積み上がった公文書を目の前にして整理方法に悩んでいたのも、この視察研修は非常に参考になったのは言うまでもない。早速、マチなし、マチ2折、4折、8折の封筒を発注（B5判のちにA4判も制作）し、封入、登録作業が始まる。登録については作業員一人ひとりがMicrosoft Excelのシートに入力していたが、作業効率を上げるため10割補助の国の緊急雇用対策事業を活用し、Microsoft Accessによるシステム構築（後述）と、パンチャー要員の確保を行った。これにより平成25年度当初の公文書整理担当は、担当課長1名、非常勤職員6名の体制となり大幅なスピードアップが図られた。その中の一人に旧三郷村誌近現代部会の主任であった赤羽根嘉矩氏を迎えた。歴史的公文書の中には江戸期、明治期のものがあり、くずし字のものも多く、読み下しが難しいためである。赤羽根氏には集められた公文書の中からトピック的なコラム「公文書拾遺」を書いていただき、市長を始め職員に公文書保存の意義を伝えることに役立った。ここにその一遍を紹介したい。

～公文書拾遺「旧高家村の公文書から」～ 一般の人が裁判に参加 陪審員制度

戦前の高家村役場資料のなかに「陪審員制度」に関する書類が冊子になっていくつか存在していた。「陪審員制度」？アメリカなど外国の裁判制度では聞いたことはあるが、日本では聞き慣れない言葉である。ましてや身近な役場の書類のなかに登場してくるとは驚いた。いくつかの町村誌を見たがこの制度について取り上げてあるものは記憶にない。

この「陪審員制度」は、ごく簡単に言うと一般の人が裁判に加わる制度である。現在、一般の人が裁判に加わる制度として「裁判員制度」がある。今のこの制度とはその趣旨は異なるが、裁判官でない一般の人が裁判に加わる点では共通しているのが「陪審員制度」といえよう。

この制度が実際に運用されたのは、昭和3年（1928）から昭和18年（1943）であるという。運用の仕方が複雑であることや太平洋戦争によって人員確保が難しくなったため戦争途中でとりやめになったといわれる。高家村資料をみるといかにして陪審員なる人を選ぶかに苦勞している様子が伺える。陪審員になれる人は「30歳以上の男子、直接国税を3円以上納めている、2年間以上同一市町村に住んでいる」などの条件を満たしていなければならなかった。何回か選考を繰り返し村に割り当てられた人数を決めている。この労力は、大変であったと想像できる。

それにしても、他の町村に「陪審員制度」についての資料が残っているかどうか、関心のあるところである。

（赤羽根嘉矩）

（3）公文書管理システムの構築

複数人で行う登録作業を一元化するためには、データベースシステムの構築が不可欠であった。緊急雇用対策事業の中にシステムの構築費を含めた仕様でプロポーザルが行われた。契約業者は自身の持つ基本システムに加え、市の要望に沿ったカスタマイズが可能なプランを申し出た。業者SE（サービス

エンジニア)との協議の中で、マチの背の部分に文書名などを印字したシールを打ち出して対応することや、バーコードを付して管理することなどを要望し、システムに反映された。それぞれの棚にもバーコードシールが貼られ、棚のバーコードを次々と読んだ後、配架後の封筒のバーコードを連続して読み込めば、「どの倉庫のどの棚の何段目にあるか」の情報が入力されるようにした。前出の古文書登録・検索システムと公文書管理システムは文書館開館時に統合され、現在は文書館来館者や全市役所職員が利用できるようになっている。

(4) 現用文書の登録

保存年限のある公文書を「現用文書」、期限が過ぎて処分されるべき公文書を「非現用文書」と呼ぶ。「歴史的公文書」は非現用文書の中から、後世に残すべきものを選別したものである。総務部所管による非現用文書の整理は2014(平成26)年7月頃まで続き、引き続き外書庫にある現用文書の登録作業が始まった。これは専用の袋には入れず、バーコードのシールを文書の背と棚に貼る作業であった。現用文書は「永年保存」のように原課で管理している文書であるが、旧町村時代の外書庫などに保管されたままのものも多く、担当者が変われば所在不明になるものが出る恐れがあり、またそれらが非現用文書になったときの受け入れ作業をしやすくするために行ったものである。現用文書の登録は2015(平成27)年12月頃まで行われた。現用文書が登録されたシステムは現在でも総務部所管となっているが、旧町村の現用文書は本庁舎開庁の前後で保管場所の大移動があったため、現在は正確な位置情報が伴っていないと思われる。公文書作業室は2016(平成28)年4月から教育委員会文化課に所管替えとなり、文書館設置に向けての作業がスタートした。

3 文書館へ

「文書館を造りましょ」当時まだ松本市の旧芝沢支所におかれていた松本市文書館の視察における小松芳郎氏からの一言である。氏は文書館設置までの過程として次の手順を示された。①歴史的な文書(古文書、公文書)の収集を継続的に行う ②とにかく捨てない、捨てさせないようにする ③空いている倉庫や物置でもいいから収蔵場所を見つけて保管する ④どんなに古い施設でも構わない。まとまった公共施設に空きができたなら文書館として活用したいと手を挙げる 中でも特に②が大切だと小松氏は強調された。「捨てることはいつでもできる。捨てないようにすることが一番大事だ」。この小松氏からのアドバイスがいつも頭の片隅にあった。また、④の機会を逸することのないよう「文書館」の位置づけを明確にしておく必要があった。



(歴史的) 公文書管理システム検索画面

安曇野市における文書館施設の初出は『安曇野市文化振興計画(第1次)』⁵⁾である。施策の中に「書誌資料の保存と活用」を掲げ、具体的な取り組みの内容として「収集保存並びに調査研究、普及啓発活動を行う文書館機能をもった施設を整備します」と謳っている。また、『安曇野市新市立博物館構想』⁶⁾では、「統廃合や新市立博物館設置に向けた条件整備」の中に「文書館の必要性」と題して、なるべく早い時期に歴史的公文書や古文書が一般公開できる施設を探すことを求めている。



保存袋による保管と
バーコードによる所在管理(文書館)

折しも堀金支所改修が完了し、施設の中に公民館と図書館が移転したことから、平成28年度当初予算には旧公民館・図書館を解体し駐車場にするための費用が計上された。教育委員会ではここを文書館にする協議を行ったが実現しなかった。ところが平成28年度に入ってから、当時の宮澤宗弘市長から「旧施設を取り壊さず何かに使えないか」と庁内に呼びかけがあった。解体整地費用が既に予算化されているだけに戸惑いもあったが、千載一遇の機会とばかりに「那須野私案」と記した文書館設置案をA4用紙1枚にまとめて市長室のドアを叩いた。しばらくして文書館への方針転換が示され、連日議会説明資料などの作成に追われることとなった。その後、市長の対応に関する議会からの申し入れ(議決案件であることの重要性を考慮する要望書)や方針転換に関る地元説明会における市民からの厳しい意見もあったが、文書館設置に関する反対意見はひとつもなかったと記憶している。

4 終わりに

平成21年度以降の文書館設置以前の古文書(地域資料)と歴史的公文書の収集・整理について簡潔にまとめてみた。新市の施設の統廃合もあって古文書整理の拠点も「みらい」→文化財資料センター→穂高会館公文書整理作業室→文書館と変遷をたどり、その都度、史資料の引っ越しや体制の見直し(分かれていた古文書チームと公文書チームの統合など)に追われた。公文書整理では穂高会館の大規模改修に伴い集めた大量の公文書を別室に移動し、改修後にまた戻すというような作業もあったし、工事の途中でスプリンクラーの誤作動により、公文書の一部が濡れるという予期せぬ事故もあった。文書館が開館し整然と並ぶ史料を見るにつけ、埃でむせ返るような環境の中で作業をしていた頃が夢のように思われる。元公文書整理担当課長の高原正文氏や小松王生氏、勉強会の高橋貞子氏、文書館を造ることを強く勧めてくださった小松芳郎氏など、先に立ってご尽力いただいた何人かの方は鬼籍に入っている。地域史解明のため、多くの方々のご理解・ご協力があって集められた歴史資料であることを肝に銘じたい。

近年、安曇野市関連の多数の古文書がネットオークションに出品され、文書館で買い戻しを行っている。中にはかつて三郷村誌編さん事業で整理が行われ、目録と共に文書箱に収めて所有者に返却したものが、そのままの形で売られていたという事例もあった。買い戻した数は令和4-5年度だけで110点に

及ぶ。古文書の多くは一点モノで、個人で所有のものであっても庄屋筋のものなどは公文書同様の属性を持つものである。若い人たちにも史資料の大切さを伝えていく必要性を痛感している。

歴史的文書の収集整理を始めて15年が過ぎた。文書館業務も5年が経ち通常業務は軌道に乗ったと言える。集められた公文書は約68,000点（公開約44,000点）、古文書（地域資料）約91,000点（公開約48,000点）、学校資料約6,000点に及ぶ（2023（令和5）年9月現在）。今は文書館設置の最大の目標として掲げてきた市誌編さん事業の展開が何より気になるところである。今や安曇野市の歴史に関する史資料のほとんどが文書館に集約されている。自治体誌編さんにおいて最も時間と労力の掛かる史資料収集の大半が完了しているのである。市誌編さんはすでに民俗と考古の部会がスタートしているが、中近世や近現代など歴史の中核部分には手が付けられていない。多くの史資料を目の前にしながら市誌の調査研究活動が行われていないのは残念でならない。民俗や歴史の担当者が一緒になって調査研究が行われれば新しい発見も多いことだろう。自然編も含めた全分野の市誌編さん事業が、文書館を核として行われることを切に願って筆を置く。

註

- 1) 那須野雅好『安曇野市文書館紀要第1号』「安曇野市文書館紀要発行に寄せて」（2020）
- 2) 青木弥保『安曇野市文書館紀要第2号』「文書館開館準備における公文書館機能ミニマムモデルの活用について」（2021）
- 3) 長野県安曇野市教育委員会『天然記念物中房温泉の膠状珪酸および珪華保存管理計画』（2011）
- 4) 小松芳郎『市史編纂から文書館へ』岩田書院ブックレット4（2000）
- 5) 安曇野市『安曇野市文化振興計画』（第1次）（2011）
- 6) 安曇野市『安曇野市新市立博物館構想』（2015）